

平成二十年五月二十日受領
答弁第三七四号

内閣衆質一六九第三七四号

平成二十年五月二十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における終末期相談支援料導入に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における終末期相談支援料導入に関する質問に対する
答弁書

一から三までについて

後期高齢者医療の診療報酬の設定に当たって、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することを目的として、社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会（以下「特別部会」という。）を設置し、平成十八年十月五日から平成十九年十月四日まで、計十二回にわたる御議論を踏まえ、同月十日に「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」（以下「骨子」という。）が取りまとめられた。その後、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において、骨子を踏まえた検討が行われ、厚生労働大臣から中医協への諮問及びその答申を経て、お尋ねの後期高齢者終末期相談支援料を含む後期高齢者医療の診療報酬を設定したものである。

後期高齢者終末期相談支援料の特別部会における議論のお尋ねについては、それに関連する議論の範囲が必ずしも明確ではないため、網羅的に答えすることは困難であるが、代表的な例を挙げれば、「終末期医療について」を議題とした平成十八年十二月十二日の第五回特別部会並びに骨子を取りまとめるため

の議論が行われた平成十九年九月四日の第十一回特別部会及び同年十月四日の第十二回特別部会における御議論があり、これらを踏まえて、骨子においては、「患者が望み、かつ、患者にとって最もよい終末期医療が行われるよう、本人から書面等で示された終末期に希望する診療内容等について、医療関係者等で共有するとともに、終末期の病状や緊急時の対応等について、あらかじめ家族等に情報提供等を行うことが重要であり、これらの診療報酬上の評価の在り方について検討するべき」との取りまとめが行われたところである。また、各回の特別部会の議事録と資料については、すべて厚生労働省ホームページに掲載しているところである。